

第 5 7 回 穴 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 6 号)

招 集 年 月 日 平 成 2 6 年 3 月 2 5 日 (火 曜 日)

招 集 の 場 所 穴 粟 市 役 所 議 場

開 議 3 月 2 5 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 6 日)

議 事 日 程

- | | | |
|-------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 第 29号議案 | 平成26年度穴粟市一般会計予算 |
| | 第 30号議案 | 平成26年度穴粟市国民健康保険事業特別会計予算 |
| | 第 31号議案 | 平成26年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計予算 |
| | 第 32号議案 | 平成26年度穴粟市鷹巣診療所特別会計予算 |
| | 第 33号議案 | 平成26年度穴粟市後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| | 第 34号議案 | 平成26年度穴粟市介護保険事業特別会計予算 |
| | 第 35号議案 | 平成26年度穴粟市下水道事業特別会計予算 |
| | 第 36号議案 | 平成26年度穴粟市農業集落排水事業特別会計予算 |
| | 第 37号議案 | 平成26年度穴粟市水道事業特別会計予算 |
| | 第 38号議案 | 平成26年度穴粟市病院事業特別会計予算 |
| | 第 39号議案 | 平成26年度穴粟市農業共済事業特別会計予算 |
| 日程第 2 | 第 42号議案 | 穴粟市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について |
| 日程第 3 | 第 43号議案 | 穴粟市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 第 44号議案 | 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について |
| 日程第 5 | 発議第 1号 | 穴粟市議会委員会条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 発議第 2号 | 公共交通調査特別委員会を設置する決議について |
| 日程第 7 | | 所管事務等調査について |

本日の会議に付した事件

- | | | |
|-------|---------|-------------------------|
| 日程第 1 | 第 29号議案 | 平成26年度穴粟市一般会計予算 |
| | 第 30号議案 | 平成26年度穴粟市国民健康保険事業特別会計予算 |

- 第 31号議案 平成26年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計予算
 第 32号議案 平成26年度穴粟市鷹巣診療所特別会計予算
 第 33号議案 平成26年度穴粟市後期高齢者医療事業特別会計予算
 第 34号議案 平成26年度穴粟市介護保険事業特別会計予算
 第 35号議案 平成26年度穴粟市下水道事業特別会計予算
 第 36号議案 平成26年度穴粟市農業集落排水事業特別会計予算
 第 37号議案 平成26年度穴粟市水道事業特別会計予算
 第 38号議案 平成26年度穴粟市病院事業特別会計予算
 第 39号議案 平成26年度穴粟市農業共済事業特別会計予算
 日程第 2 第 42号議案 穴粟市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
 日程第 3 第 43号議案 穴粟市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
 日程第 4 第 44号議案 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
 日程第 5 発議第 1号 穴粟市議会委員会条例の一部改正について
 日程第 6 発議第 2号 公共交通調査特別委員会を設置する決議について
 日程第 7 所管事務等調査について

応 招 議 員 (1 8 名)

出 席 議 員 (1 8 名)

1 番 鈴 木 浩 之 議 員	2 番 稲 田 常 実 議 員
3 番 飯 田 吉 則 議 員	4 番 大 畑 利 明 議 員
5 番 小 林 健 志 議 員	6 番 伊 藤 一 郎 議 員
7 番 榎 橋 美 恵 子 議 員	8 番 西 本 諭 議 員
9 番 秋 田 裕 三 議 員	1 0 番 藤 原 正 憲 議 員
1 1 番 東 豊 俊 議 員	1 2 番 福 嶋 齊 議 員
1 3 番 岡 前 治 生 議 員	1 4 番 山 下 由 美 議 員
1 5 番 林 克 治 議 員	1 6 番 実 友 勉 議 員
1 7 番 高 山 政 信 議 員	1 8 番 岸 本 義 明 議 員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	中村	司	君	書	記	宮崎	一也	君	
書	記	清水	圭子	君	書	記	原田	涉	君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	福元	晶三	君	副市長	清水	弘和	君
教育長	西岡	章寿	君	参事兼企画総務部長	高橋	幹雄	君
参事兼土木部長	平野	安雄	君	会計管理者	杉尾	克	君
一宮市民局長	秋武	賢是	君	波賀市民局長	西川	龍	君
千種市民局長	阿曾	茂夫	君	まちづくり推進部長	西山	大作	君
市民生活部長	岸本	年生	君	健康福祉部長	浅田	雅昭	君
産業部長	前川	計雄	君	農業委員会事務局長	前田	正明	君
水道部長	船引	英示	君	教育委員会教育部長	岡崎	悦也	君
総合病院事務部長	広本	栄三	君				

(午前 9時30分 開議)

議長(岸本義明君) おはようございます。

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第29号議案～第39号議案

議長(岸本義明君) 日程第1、第29号議案、平成26年度穴粟市一般会計予算から第39号議案、平成26年度穴粟市農業共済事業特別会計予算までの11議案を一括議題といたします。

当該11議案は、去る3月7日の本会議で、予算特別委員会に審査を付託していたものであります。

予算特別委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算特別委員長、14番、山下由美議員。

予算特別委員長(山下由美君) 第57回穴粟市議会定例会に上程があり、平成26年3月7日に付託のありました平成26年度予算に係る11議案について、予算特別委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

審査日、審査場所、委員、説明員、審査資料については、お手元の資料のとおりであります。

それでは、審査の経過及び結果を報告いたします。

平成26年2月26日、第57回穴粟市議会定例会において上程のありました第29号議案、平成26年度穴粟市一般会計予算についてから第39号議案、平成26年度穴粟市農業共済事業特別会計予算についてまでの11議案の審査につきまして、同月7日に予算特別委員会が設置されましたので、同日、委員会を開催し、委員長に山下由美、副委員長に榎橋美恵子を選出し、その後、審査日程及び審査要領を協議いたしました。

平成26年度主要施策に係る説明書を中心に、各部局ごとの説明員の出席を求め審査をいたしました。

以下、審査の結果を報告いたします。

第29号議案、平成26年度穴粟市一般会計予算、全会一致で原案を可決いたしました。

第30号議案、平成26年度穴粟市国民健康保険事業特別会計予算、全会一致で原案

を可決いたしました。

第31号議案、平成26年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算、全会一致で原案を可決いたしました。

第32号議案、平成26年度宍粟市鷹巣診療所特別会計予算、全会一致で原案を可決いたしました。

第33号議案、平成26年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算、全会一致で原案を可決いたしました。

第34号議案、平成26年度宍粟市介護保険事業特別会計予算、全会一致で原案を可決いたしました。

第35号議案、平成26年度宍粟市下水道事業特別会計予算、全会一致で原案を可決いたしました。

第36号議案、平成26年度宍粟市農業集落排水事業特別会計予算、全会一致で原案を可決いたしました。

第37号議案、平成26年度宍粟市水道事業特別会計予算、全会一致で原案を可決いたしました。

第38号議案、平成26年度宍粟市病院事業特別会計予算、全会一致で原案を可決いたしました。

第39号議案、平成26年度宍粟市農業共済事業特別会計予算、全会一致で原案を可決いたしました。

審査の中で委員から出された主な意見と指摘事項は次のとおりであります。

(企画総務部・選挙管理委員会)

公共施設集約化事業については、関係団体より十分意見聴取を行った上で進められるように、また、集約化には10年後から20年後を見通しての計画が必要ではないかとの意見がありました。

広報・広聴戦略プラン策定事業や第2次総合計画策定事業等の計画策定に伴う検討委員等の選任に当たっては公募と女性委員の積極的な参画について意見がありました。

職員手当の特殊勤務手当については、削減がされてきましたが管理職手当については削減されていない。今後、削減の予定はないのか。また管理職員数の多さについても指摘がありました。

障害者就労施設等からの物品等の優先調達については、役務の提供も含めて市役所が率先して調達の促進を図りたいとの意見がありました。

職員研修については、住民主体のまちづくりを進めていくための基本研修の実施について意見がありました。また、専門分野の研修の実施を行う中でスペシャリストの養成を図ることについての意見がありました。

地球温暖化行動計画について行政の活動計画をより明確にすること。その中で公用車の購入計画や特定電気事業者への切り替え等をさらに推進するようとの意見がありました。

行政評価については、方針を明確にして取り組むとともに評価に係る基本事業の選択については同じ目的を持つ事業を選ぶようとの指摘がありました。

滞納整理については、生活再建型の滞納整理へのシフトが必要であり、相談窓口との連携により信頼関係の中で滞納整理に当たることが必要ではないかとの提言がありました。また、例年同様の取り組みを繰り返すだけでは滞納が増えるばかりであり、負担の公平性を担保するためにも新たな方策の検討に向けて、成果を出している先進市町の取り組みに学ぶべきとの意見がありました。

(まちづくり推進部)

しそく元気げんき大作戦事業について、事業実績の少ない地域についての課題の掘り起こしと地域の自主性が発揮される事業採択基準の見直しや、地域と行政が相互に協働、補完しながら地域づくりを進める仕掛けが重要であるとの意見が出されました。

定住促進事業について、単発的な施策の実施ではなく、まちづくり推進部が総合調整を図り、庁内関係部局との連携を強化して事業推進に当たることが効果的であるとの意見がありました。

生活交通対策事業について、地域公共交通総合連携計画は外出支援サービス事業との連携・調整が必要であり、持続可能な運行に向けての総合的・抜本的な計画の見直しについての意見がありました。

観光振興として観光協会事務局を国見の森へ移転することについては、観光プラットフォーム拠点施設が整備されるまでの間の暫定的な措置に対する投資効果や、観光協会事務局としての適地性及び協会への市職員のかかわりなどについて意見が出され、予算の執行に当たっては慎重を期されたいとの指摘がありました。

「ふるさと宍粟PR館」設置事業について、宍粟市のPR館としての成果や姫路市から宍粟市への流れをつくる事業として十分な効果が得られるよう工夫されたいとの意見がありました。

環境施策について、2030年エネルギー自給率70%の目標達成に向け、小水力発電

事業及び太陽光発電事業の普及促進や木質バイオマス等の積極的活用により、新たな雇用や地域の産業創出を視野に入れたクリーンエネルギー事業の推進を強く求める意見が出されました。

(市民生活部)

納税者の利便性と収納率向上を図るため、口座振替受付サービスが導入され、窓口で口座振替手続きができるようになります。新たな滞納者を増やさないように一層取り組まれるよう意見が出ました。

本人通知制度が4月から始まります。住民票等の不正請求を防ぐために、登録者数が増えるように、さらに周知する必要があると意見が出ました。

ごみの分別収集については、資源ごみの再資源化と可燃・不燃ごみの減量化に取り組まれるよう意見が出ました。手数料の充当先がごみの処理経費に変更されることについて減量化の目的が後退することはないか、市民への説明のために市のホームページへの掲載について意見が出ました。

滞納整理については、生活再建型の滞納整理へのシフトが必要であり、相談窓口との連携により信頼関係の中で滞納整理に当たることが必要ではないかとの提言がありました。

(健康福祉部)

社会福祉協議会への人件費補助金は市の職員給与体系の基準により支給すべきこと、また出会いサポート事業について、明確な目標設定のもとに、より効果が上がるよう工夫をされたいとの意見がありました。

「宍粟市子ども・子育て支援事業計画」、「障害福祉計画」、「宍粟市老人福祉計画・第6期宍粟市介護保険事業計画」など多くの計画の策定、策定準備が予定されていますが、地域住民の意見反映の場を設けることと、実態を把握し効果的な計画になるようにとの意見がありました。なお、福祉施策全体を統括する地域福祉計画が策定されていないことについて、整合性などの問題が指摘されました。

個々人の生活プランを作成する障害者サービス等利用計画について、人員を含めた体制の整備が必要であるとの意見が出ました。

臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金について、本人申請となっているために高齢者に対する配慮や申請漏れがないよう、きめ細かいサービスをする必要があると意見が出ました。

消費者教育については、消費行動が「地産・地消」や「地球温暖化対策などの環境施策」への意識づけになるような教育内容に重点を置く必要があるとの意見が出

ました。

外出支援サービスについては、事業の見直しについて意見が出ました。

(産業部・農業委員会)

空き家対策条例はできましたが、農地や空き地の荒廃が進んでいます。市の対策はないのか。また地産地消を進める中で、地域農業の推進を図ることや、6次産業化の推進、農業、林業とも、関係団体との関係を築く中で地域農林業の確立を図るよう意見が出されました。

耕作放棄地が荒れて困っている、正しい管理をするにはどうしたらいいのかという意見が出されました。

シカ捕獲1頭につき1万6,000円はかなり優遇された補助ではありますが、捕獲頭数が増えておりません。猟友会に所属しない民間の活用を検討してはどうかという意見がありました。

ファームマイレージ事業では、消費者に安心安全の野菜を食べていただくために、無農薬・減農薬等の表示をしてはどうか。また、市内の農産物であることが判別できる表示が必要との意見が出されました。

畑の教科書の作成については、市の思いを農協や普及センターなどと連携して進められたらどうかという意見がありました。

有害鳥獣駆除により処分する個体は、現在、埋設処理であります。焼却する施設も必要ではないかという意見もありました。

企業誘致の関係は、ほかの市町で土地や水等の条件が合わずに立ち消えになった案件の情報を収集して誘致をしてはどうかという意見がありました。

農業や林業関係でいろんな助成・補助の制度があるので、関係者に制度周知の徹底をされたいとの意見もありました。

日本型直接支払交付金について、その対象農地が農振白地や農振以外の農用地を含むものに改正されているため、土木部との調整を十分行う必要があるとの意見も出されました。

(土木部)

建て替えを予定しております公園のトイレは、観光客のことも考えて案内板にも場所がわかりやすいように表示し、利用しやすい施設にされたいという意見がありました。

地籍調査について、旧町域単位で調査を実施する計画であります。山崎町の平地部地籍図は、経年年数が長くその精度に問題があるため、町域単位の実施計画に

こだわらず進めてはどうかとの意見に対しては、財政的なことも考慮しながら検討するとの答弁がなされました。

道路整備は優先的なもの経済的なものを考えて、国県に要望をしなければいけないとの意見に対しては、市としての優先順位を決めている。市全体の道路網を考えた中で国県に要望しているとのことでありました。

通学路等の交通安全対策について、区画線の明示では安全対策としては不十分である。また、防護柵設置が困難な場所の場合は、路面のバンプや車道の屈曲などにより車両速度の減速を図るなど車両側に制約を設ける対策が必要ではないかとの意見が出され、それぞれ道路条件がある中で根本的解決は難しいが、安全性を高める対策の検討を行うとの答弁がされました。

全市対応で実施しております直営班は継続してお願いするとのことでありました。

(水道部)

水道料金については、平成25年度で上下水道料金の改定を行い、平成26年7月より合併以来の課題でありました市内統一料金となります。今後、有収率、使用量の向上を図り新料金体系が継続できるよう努力するとともに、市民への説明を十分に行い、新料金への理解を得られるよう求めます。

今年度、引原地区の飲用水供給施設において、浄水ユニットを整備される予定となっておりますが、市内に点在する未普及地域について対策を講じられたいとの意見がありました。

下水道に新規加入する場合、立地条件により負担金に相違が生じますが、公平性の観点から分担金の統一について考える必要があるとの意見が出されました。

下水道事業では、42の処理施設を持つ本市として、処理場、管路等の施設の維持が大きな問題であり、日常的な管理とともに長寿命化計画に基づく更新整備等を行うとともに、下水道施設の統廃合については、比較的小規模な農業集落排水処理施設と公共下水道施設の統合など、効率的な管理運営を目指して計画を立てていく必要があるとの意見が出ました。

流域下水道では、接続推進を図るとともに市民への情報提供を行いながら整備を進めることを求めます。

(会計課)

委員会での意見はありません。

(議会事務局・監査委員事務局・公平委員会事務局)

今後、常任委員会のテレビ放映、市民への記録媒体の提供についても検討してい

く必要があり、少しでも多くの市民に議会審議を知らせる努力、対応を求めるとの意見がありました。

（教育委員会）

私立保育所通所バス運行費補助金について、旧町からの施策が続いているが公平性の観点からも検討が必要であるとの意見がありました。

学校規模適正化について、前向きな結論が出ていないところについては、認定こども園についても一緒に協議することで、前向きな議論ができないかとの意見がありました。

しそう学校生き活きプロジェクト事業は、特色ある学校教育活動を支援し、子どもたちに「生きる力」を育むとともに「ふるさと宍粟を愛する」次代を担う市民の育成を目指して設けられた新規補助事業であります。執行に当たっては、各校に一律に予算を振り分ける方式ではなく、地域住民を交えた事業採択の仕組みをつくり、採択事業には相応の予算措置をするような内容にすべきではないかとの意見がありました。

生涯学習推進協議会への補助金については従来から一定であります。新たな取り組み、地域からやりたい事業を出してもらって補助するなどの方法を検討すべきとの意見もありました。

給食費の公会計化については、平成26年度にその方向性で進む予定であるとのことであります。

学校給食の地産地消を推進するため、従来市外で求めていた食材を市内で調達するため食材保冷庫を購入する。委員から引き続き食品の安全や衛生管理に努められたいとの意見がありました。

波賀小学校改修工事費と山崎西小学校改修工事費の違いは、波賀小学校は平成14、15年に大規模改修を行っているなどのことからであって、改修の考え方に差があるものではないとのことでありました。

学校跡地利用計画の検討について、地区協議会の意見を十分に反映するようにとの意見がありました。

戸原地区幼保一元化の予算化について、その経過等の説明が不十分であり、担当常任委員会での説明が必要であるとの意見が出されました。

（総合病院）

病院の経営、医師及び看護師の確保について意見が集中いたしました。今年度は、この間の様々な努力により医師も増加し、経営的にも改善の兆しが見えており

ます。引き続き、医師、看護師の確保に努めていただき、地域医療を担う自治体病院として、地域の皆様から信頼され親しまれる病院づくりに向かって最善を尽くしてくださいとの意見がありました。

以上で予算特別委員会の審査報告を終わらせていただきます。

議長（岸本義明君） 予算特別任委員長報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 1番、鈴木です。予算特別委員会の委員長報告に対して質疑をさせていただきます。

たくさんあるんですけども、報告書の順を追ってお伺いします。

企画総務部・選挙管理委員会に対する意見の中で、その1番、公共施設集約化事業について、10年から20年後を見通しての計画が必要ではないかという意見が出たということですが、それに対する執行部の回答はどのようなことがされたかお伺いいたします。

次、まちづくり推進部の 観光振興としての観光協会事務局を国見の森へ移転することについて、あと、ふるさと宍粟PR館の設置事業について、これは大分多額の予算が平成26年度計上されています。それで予算委員会の中では附帯決議にするかどうかというような部分での意見だったかと思えますけれども、もう少しどういった意見があったのか、どういうことを指摘しているのか、あと予算委員会として当局に何を求めているのか、具体的に再度説明をお願いします。

次、市民生活部の ごみの分別収集についてのことなんですけども、手数料の充当先、手数料というのは、ごみ袋の販売による利益ですけども、それがごみ処理経費に変更されました。そのことによって減量化の目的が後退するのではないかとということで意見が出ているんですけども、それに対する執行部の回答はどのようなものであったか、お伺いします。

次に、健康福祉部、 外出支援サービスについては事業の見直しについて意見が出ましたということです。どのような見直しについての意見が出たのか、具体的に説明をする必要があると思えますので、そのことをお願いいたします。

次に、産業部・農業委員会の 空き家対策条例と農地・空き地の荒廃等についてなんですけれども、関係団体との関係を築く中で、地域農林業の確立を図るよう意見が出されたということですけども、具体的にどのような意見だったかお伺いしま

す。

あと 耕作放棄地が荒れ果てて困っている、正しい管理をするにはどうしたらいいのか、これは意見なのか何なのかわからないんですけども、正しい管理をするにはどうしたらいいのかということで聞いたと思うんですけども、市当局、執行部の回答はどのようなものがあったか、お願いします。

畑の教科書の作成についてなんですけども、市の思いや農協や普及センターとの連携をして進められたい、どのような具体的な連携が考えられているのか、計画の全体像を説明してください。

有害鳥獣駆除について、焼却する施設も必要ではないかという意見があったということなんですけども、市当局の回答をお聞かせください。

も同じです。企業誘致の関係はこれまで他の市町で条件が合わなかった案件の情報を収集して誘致をしてはどうか。どのような回答があったか、お願いいたします。

あと、 農業型直接支払交付金についてなんですけども、その対象農地が農振白地や農振以外の農用地も含むものに改正されているため、土木部との調整が必要であるという意見なんですけれども、その改正が行われることによって、どのように住民の方に変更点があるかというところ、なぜ土木部との調整が必要であるかというところを具体的に説明をお願いいたします。

あと、土木部の です。全市対応で実施した直営班は継続してほしい。この直営班というものが市民の方には一体どういうものであるのかということがわからない部分もあるかと思しますので、そのあたり具体的にこれまでの実績であるとかを説明して、今後もそれを継続するのかどうなのか、市の回答をお聞かせください。

次、水道部、 なんですけども、下水道に新規に加入する場合、立地条件により負担金の相違が生じる。ここは具体的にどういう条件によって、どういう相違があるのかというところを説明いただきたいと思います。

流域下水道では接続推進を図るとともに、市民への情報提供を行いながら整備を進めるということになっておりますが、流域下水道の整備に関しては、都市計画税が使われていたという私の認識が間違っていれば、それは指摘いただければ結構ですけれども、ということがあって流域下水道、今までその整備に負担をしてきた一部住民にとって、どのような情報提供が必要であるのか、そのあたり議論がなされたどうかをお答えください。

あと最後です。教育委員会の 学校規模適正化について、前向きな結論が出てい

ないところについては、認定こども園についても一緒に協議することで前向きな議論ができないか。この意見の意味がちょっと報告書から読み取れませんので、もう一度具体的に説明をお願いいたします。

以上です。

議長（岸本義明君） 予算特別委員長、14番、山下由美議員。

- 予算特別委員長（山下由美君） 非常にたくさんの御質問が出ておりまして、答え切れませんので、後で議事録を見て答えたいと思います。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） すみません、今日採決しなければならない状況なものですから、答えられないということよりも、答えられる範囲でお答えいただければと思いますけれども、お願いします。

議長（岸本義明君） 予算特別委員長、14番、山下由美議員。

- 予算特別委員長（山下由美君） 先ほどの御質問なんですけれども、非常に熱心に傍聴されておりましたので、質問の意図がわからないんですけれども、どうでしょうか。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） これ質疑の回数にカウントしないでいただきたいんですけれども、別に私が傍聴してたどうこういうことは関係なく、市民にとって平成26年度の予算がどのように審議されて、どういう意見が出たかというところを詳細にというか、具体的にするための質疑です。私になぜ傍聴していたら、この質問の意図がわからないのか、その見解をまずお聞かせください、委員長。

議長（岸本義明君） 予算特別委員長、14番、山下由美議員。

答弁できる範囲で答弁をお願いできますか。

- 予算特別委員長（山下由美君） 委員会として市民のために一生懸命委員会を行ってきましたので、先ほどの質問に対してはお答えする必要はないと私は思います。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） わかりました。じゃあそういう見解であるならば、それで結構ですが、それは市民に対する説明責任として、じゃあ議事録が出るまで市民はどういったことが具体的に審議されたかを明らかにしなくても、採決をしるということを言っておられるということでもいいですかね。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員、委員長報告に対する質疑にとどめてください。

1 番（鈴木浩之君） いや、私は委員長報告を今見て、その報告を聞いて、不明点があるから質疑をしているのでありまして、別に逸脱しているとは思いませんが。

議長（岸本義明君） 予算特別委員長、14番、山下由美議員。

- 予算特別委員長（山下由美君） 大変に一生懸命傍聴もしてくださってありましたので、内容に反対があるのなら、しっかり反対してくださればそれでいいと思います。

議長（岸本義明君） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。討論は分割して行います。

まず、第29号議案の討論を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

13番、岡前治生議員。

- 13番（岡前治生君） 第29号議案についての反対討論を日本共産党議員団を代表して行います。

予算特別委員長に山下議員が選ばれて、全会一致でという報告がありましたのに、通常では考えられないことでありますけれども、やむを得ない人選であったかと思っておりますので、私のほうから反対討論をさせていただきたいと思っております。

新年度から消費税の3%の引き上げが予定され、諸物価が高くなることによる生活苦とともに、消費が落ち込むことにより経済への影響が心配されております。

さて、2005年4月には、先ほども委員長報告にありましたように、宍粟市が誕生してから市民生活に一番かかわりの深い懸案事項でありました上下水道料金の全市統一がやっと図られました。その内容については、波賀と千種の住民にとっては合併前と比較すると水道料金については納得できるものではないかと思っておりますが、現行料金と比較すると引き下げになっております。また、下水道料金については、全市で事実上、いわば流域下水道と同様に従量料金制が導入されることになり、人頭割で算出されていた料金と比べると、概ね大幅な引き下げになることは大変うれしいことでもあります。しかし、本会議でも指摘いたしましたように、事業所などでは料金体系の変更に伴い大幅な引き上げになるところもあるとのことであり、激変緩和措置だけでは経営に及ぼす影響を対応できない可能性もあり、そのあたりのところはしっかりと調査した上で減免制度も含めて検討していただきたいと思うものであります。

今回の当初予算は、福元市長にとって初めての当初予算でありました。今年度4

月より市内のスポーツ施設や公園が高齢者や中学生の子ども、また障害者等の利用が無料になること、また、5歳児の健診が新たに始まり、発達障害などの早期発見に繋がることが期待できるなど、評価できる施策も確かにたくさんありました。しかし、次に指摘するような問題点を抱えた予算であり賛成することはできません。

その1点目には、千種・土万・菅野・波賀地域における小学校の統廃合が進んでおります。地域協議会を設け、地域住民の合意のもとで行われているとはいうものの、過疎化に拍車がかかることが心配されます。しかも、廃校になる校舎の再利用もなかなか難しいというのが元千種北小学校の現状を見てもわかります。

2点目には、認定こども園の計画も進行しております。今年度、戸原保育所の建て替え計画に伴い、認定こども園が設置される計画のようであります。幼保一元化が認定こども園の設置に置き替えられ、公立幼稚園、保育所を廃止し、公務員の削減にその目的があることがますますはっきりしてまいりました。幼児教育・保育は公立と民間にそれぞれ役割があり、それぞれが併存してこそ穴栗市のよりよい子育て環境が整うものであると考えます。

3点目には、この間住宅建設資金等の貸付金の整理が進み、2件の債権放棄が議案に提案されましたが、返済見通しのない債権は処理しなければならないと思いますが、なぜこのような事態に至るまで放置されてきたのか、その責任の所在はどこにあるのかなど、全額公費である以上、明らかにされなければなりません。この間その責任の所在は明らかにされておりません。

4点目には、菅山振興会への借地料は庁舎の建て替え等で減ってきているとはいえ、山崎西中学校の運動場に依然として借地料が払われており、運動場が借地という状態が続いております。市長としては菅山振興会に過去の経緯はあるにしろ、寄附を求めてしっかりとした教育環境を整えるべきであります。

5点目には、外出支援サービスの見直しが行われます。これはもともと行政側が予算が膨らむのを理解した上で、タクシー料金による支払いに変更したものであります。公共交通の手当てをしっかりとしない中での見直しは交通弱者から医療機関にかかる機会を奪うことに繋がりがねません。しかも、税金の滞納を理由にサービスを提供するかどうかを決めることは、今後の行政サービスの提供に大きな問題を残すことに繋がります。

そして最後には、兵庫県の行政改革により福祉医療費の大幅な削減が行われ、高齢者の負担が増えるとともに、母子家庭等の対象者が大幅に減ることになりました。

以上のような点を指摘して反対討論といたします。

議長（岸本義明君） 次に、賛成者の発言を許します。

10番、藤原正憲議員。

10番（藤原正憲君） 私は、第29号議案、平成26年度宍粟市一般会計予算に対しまして、賛成討論をいたしたいと思えます。

いろいろ具体的な反対的な討論があつたんですけども、ちょっと視点を変えまして賛成討論をさせていただきます。

先ほども委員長報告にもありましたとおり、平成26年度の一般会計の当初予算は、236億4,000万円で、対前年度比較で15億8,000万円、率にして7.2%の増になっていますが、平成25年度、国の補正等に伴い前倒しした額を考慮した実質の予算の伸びは金額で1億5,000万円、率にして0.7%の微増となっています。

本予算では、合併による普通交付税の優遇措置の段階的縮減が始まる平成28年度を見据えつつ、将来にわたって持続可能で自立した個性豊かな地域づくりを図るため、地域創造枠事業を創設し、ふるさと宍粟愛醸成、地産地消、いきいき農業、エコツーリズムと健康づくり事業等々を展開しようとするものであります。

なお、当局も財政調整基金の取り崩しをせずに、また、2億7,000万円の起債繰上償還、そしてまた同時に、交付税措置のある有利な起債発行など、財政健全化に努めています。

ちなみに、国が示している市町の財政健全化判断指標である実質公債費比率は15.8%と前年度比較で1.2%改善、そしてまた、将来負担比率も149.5%と2%改善の見込みであります。当局の財政健全化への努力とあわせ、よく精査された予算であると申し上げ、賛成討論といたします。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしく申し上げます。

議長（岸本義明君） 以上で討論を終わります。

続いて、第30号議案から第39号議案について討論を行います。

第30号議案、第33号議案、第34号議案について通告がありますので、発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 13番です。日本共産党議員団を代表して第30号議案に対しての反対討論を行います。

国民健康保険の70歳以上の加入者は、今年の4月以降に70歳から現行の1割負担が2割負担になることとなります。国民健康保険税の高さに加え、医療機関にかか

ったときの自己負担が倍になることは高齢者を病院から遠ざけることに繋がるおそれがあります。

本会議でも指摘したように2011年度の「兵庫の国保」という統計資料によりますと、宍粟市の1人当たりの国民健康保険税は41市町中5番目の高さであり、医療費は35番目と低い水準にあります。私は一般会計からの繰り入れを求めましたけれども、市長は繰り入れしないという答弁でありました。国民健康保険税がこれほど高くなった大もとの原因は、国が補助金を減らしたことによるものでありますが、多くの自治体では国保加入者の国保税を軽減するためにルール分以外の繰り入れをして、国保税を少しでも安くする努力をしています。

国民健康保険は高齢者や低所得者の加入割合が高く、どうしても医療費は高くなります。今こそ一般会計からの繰り入れを増やして負担感のない国保税額にすべきであります。

次、第33号議案に対する討論を行います。

これについても制度発足時から毎回指摘していることであります。後期高齢者医療制度というのは75歳という年齢を機に医療制度を別枠に移すという差別医療であると言われてきております。少なくとも直ちにこの制度は廃止して、元の老人保健事業医療制度に戻すよう国に求めるべきであります。

次、第34号議案に対する討論を行います。

介護保険制度は新年度で見直しがされるように、制度ができて以来3年ごとの見直しで、保険料負担が重くなるとともに、1割の利用負担が大きく介護認定に応じたサービスが受けにくくなっている。こういう制度であります。そのような介護保険の状況にありながら、さらに来年度はさらなる改悪が進もうとしております。その一つが要支援の介護給付を打ち切ることであります。そして、2点目には、特別養護老人ホームの入所者の基準を要介護3以上への重点化を図ること。そして、さらに利用者負担の引き上げも計画されております。

介護保険も医療保険と同様、早期発見、早期治療、そういう意味では要支援の段階からしっかりサポートしていったこそ、介護費用の負担軽減に繋がるものであり、介護予防こそ大切であると言われております。

このような介護保険制度の改悪は地方自治体の負担を大幅に増やすものであり、さらなる自治体格差が生まれる危険性があります。

以上で反対討論といたします。

議長（岸本義明君） 次に、賛成者の発言を許します。

6番、伊藤一郎議員。

6番（伊藤一郎君） 第30号議案に賛成の討論を行います。

この制度は、日本が誇る国民生活になくてはならない制度で維持しなくてはなりません。本年度の歳入歳出予算の総額は46億6,377万円で、国民健康保険税はそのうち11億4,260万円で、国庫支出金10億4,105万2,000円などによって成り立っています。内容は国の制度に沿ったもので、何ら問題ないものと思います。よって、賛成といたします。

第33号議案の予算について、賛成の討論を行います。

この制度は、高額医療に対応するためにできたもので、本年度歳入歳出予算の総額は5億960万3,000円です。歳入は保険料金3億6,517万5,000円で他の歳入歳出についても何ら問題ないものと考えます。よって、賛成といたします。

議長（岸本義明君） 続いて、8番、西本 諭議員。

○8番（西本 諭） 第34号議案、平成26年度穴粟市介護保険事業特別会計予算案に対して、賛成の立場で討論を行います。

当市も介護者を生まないという努力はされておりますけれども、今後当市においてもますます要介護者が増加するであろうことを鑑み、公平で安定的な介護保険財政の運営を図るために、国県制度に沿ったものとしていくことが極めて大切であると考えます。したがって、第34号議案に賛成といたします。

議員各位の賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（岸本義明君） 以上で討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第29号議案を採決いたします。

第29号議案は、起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第29号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（岸本義明君） 起立多数であります。

第29号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、第30号議案を採決いたします。

第30号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第30号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(岸本義明君) 起立多数であります。

第30号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、第31号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第31号議案については委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第31号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、第32号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第32号議案については委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第32号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、第33号議案を採決いたします。

第33号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第33号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(岸本義明君) 起立多数であります。

第33号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、第34号議案を採決いたします。

第34号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第34号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(岸本義明君) 起立多数であります。

第34号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、第35号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第35号議案については委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第35号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、第36号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第36号議案については委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第36号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、第37号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第37号議案については委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第37号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、第38号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第38号議案については委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第38号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、第39号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第39号議案については委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第39号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第2 第42号議案

議長(岸本義明君) 日程第2、第42号議案、宍粟市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

本議案は、去る3月17日の本会議で、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

総務文教常任委員長(秋田裕三君) 3月17日に審査付託のありました第42号議案、宍粟市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について、同日に第19回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告を申し上げます。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

この条例は、地方公務員法の改正により、配偶者が外国で勤務等をする場合に、配偶者ととも外国で生活することを希望する公務員については、同行休業を取得することができる制度が創設されたことを受けて、宍粟市においても同様の制度を条例として制定するものであります。

条例の内容については、休業期間は最長3年間とし、その休業期間中については、職を保有するが給与は支給しないものであります。

また、今回の地方公務員法の改正に伴い、宍粟市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び宍粟市職員の育児休業等に関する条例についても所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上です。

議長（岸本義明君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います、本議案に関しましては、発言通告が出ておりませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第42号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第42号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第3 第43号議案

議長（岸本義明君） 日程第3、第43号議案、宍粟市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る3月17日の本会議で、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

総務文教常任委員長（秋田裕三君） 3月17日に審査付託のありました第43号議案、宍粟市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、同日に第19回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告を申し上げます。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

今回の改正は、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が施行され、団員の処遇改善のため、活動の実態に応じた適切な報酬、手当の支給につ

いて、国及び地方公共団体は必要な措置を講じることが義務づけられたことを受けて、「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令」が改正されました。ついては、この規定を引用する退職報償金の額について改正するものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上です。

議長（岸本義明君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。本議案に関しましては、発言通告が出ておりませんので、討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第43号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第43号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第4 第44号議案

議長（岸本義明君） 日程第4、第44号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

本議案は、去る3月17日の本会議で、産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長（実友 勉君） 平成26年3月17日に審査付託のありました第44号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定については、3月17日に第16回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第44号議案は、市が管理する上水道配水管からの漏水が原因で、損害を及ぼした素麺作業所の修復費用及びその間の休業について賠償するものでございます。請負業者の瑕疵につきましては、経過年数や所定の埋設深度であったことから施工業者の瑕疵がないと判断をされております。

審査の結果、第44号議案につきましては、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。本議案に関しましては、発言通告が出ておりませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第44号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第44号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第5 発議第1号

議長（岸本義明君） 日程第5、発議第1号、宍粟市議会委員会条例の一部改正に

ついてを議題といたします。

この際、提案者の議会運営委員長より提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、8番、西本 諭議員。

○議会運営委員長（西本 諭君） 宍粟市議会委員会条例の一部改正について、提案の趣旨について御説明を申し上げます。

宍粟市組織条例の一部改正により、土木部と水道部が統合され、建設部に変更になったことから、今般、委員会条例も一部改正を行うものであります。

委員各位には、改正の趣旨に賛同を賜り、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（岸本義明君） 議会運営委員長の説明は終わりました。

続いて、質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第1号につきましては、会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略いたします。

続いて、討論であります。通告がありませんので、討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

発議第1号を採決いたします。

本発議は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

発議第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 発議第2号

議長（岸本義明君） 日程第6、発議第2号、公共交通調査特別委員会を設置する決議についてを議題とします。

本発議は、西本 諭議員ほか1名から提出されました。

この際、提出者の西本 諭議員に提案理由の説明を求めます。

8番、西本 諭議員。

○8番（西本 諭君） 公共交通調査特別委員会の設置について、提案の趣旨を御説明申し上げます。

少子高齢化、過疎化が進む本市においては、移動手段を持たない高齢者や学生にとって、公共交通の確保は喫緊の課題であります。

市当局においても地域公共交通活性化協議会を設置する中で、地域公共交通連携計画を策定し対応しているところではありますが、乗車率が伸びず、運行の維持確保に苦慮しているところであります。

住民ニーズに即し、持続可能な公共交通とするための調査研究を行うため、地方自治法第109条及び宍粟市議会委員会条例第6条の規定に基づき、特別委員会の設置を提案するものであります。

議員各位におかれましては、特別委員会の設置の趣旨に御賛同いただき、可決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（岸本義明君） 西本 諭議員の説明は終わりました。

続いて、質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第2号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

続いて、討論であります。通告がありませんので、討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

発議第2号を採決いたします。

本発議は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

発議第2号は、原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました公共交通調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長より指名いたします。

公共交通調査特別委員に、2番 稲田常実議員、3番 飯田吉則議員、5番 小林健志議員、8番 西本 諭議員、11番 東 豊俊議員、13番 岡前治生議員、16番 実友 勉議員、17番 高山政信議員、以上8名を公共交通調査特別委員に選任します。

なお、お諮りします。

この委員会は、閉会中の継続審査に付したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

この委員会は、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第7 所管事務等調査について

議長(岸本義明君) 日程第7、所管事務等調査についてを議題といたします。

所管事務等調査につきましては、各委員長よりお手元に配付しております一覧表のとおり、閉会中の継続審査にしたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長の申し出どおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

所管事務等調査については、閉会中の継続審査に付することに決しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

今期定例会に付託されました案件は、全て審議終了いたしましたので、閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

よって、第57回宍粟市議会定例会は、これをもって閉会いたします。

長期間にわたり、御苦労さまでございました。

3月議会定例会の閉会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

この3月議会におきましては、空き家条例をはじめ重要な条例案のほか、市民にとって大切な平成26年度の予算が成立いたしました。議員各位には終始熱心に御審議賜り、また市長はじめ当局におかれましても議員の質疑に誠実にお答えいただきまして、ともに厚く御礼申し上げます。

本予算が有効に活用され、機能し、地域の活性化に繋がることを切に願うところでございます。

いよいよ新年度が始まります。宍粟市が誕生して10年目となる節目の年でございます。この10年の間に市の将来像であります「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」に向かって着実に歩みを進められたかどうか、地域の特性を生かし、新たなまちづくりは進んでいるのかどうかなど、各々で問い直し、そして、この間の経験を今後の元気なまちづくりに生かしていかしていくかといふことが私には思われます。

5月が来ますと、私たち議員も任期の4分の1を終えることとなりますが、急激な少子高齢化が進む中、取り組まねばならない課題は山積しております。そうした山積する課題を解決し、持続可能な財政運営を維持していくために、私たち議員は何が求められており、何が必要なのか、そして、そのために今何をどのようにすべきかを考え、一字一句、一言半句、そうした細目にこだわらずに、大所高所から新たな発想を持って前向き、建設的な意見交換をし、具体的な提言をすることによって、宍粟市を元気にしていくことが求められております。

この課題に対して市当局はどうしようとしているんですかとか、これではだめでしょうと言いたいときには、同時に私はこう思いますよと、こうすればどうですかという提言をしつつ、前へ引っ張っていく、そして、そうしたやりとりについて市当局だけに説明責任を求めるのではなく、議員自身が市民に対して十分説明をしていく、そうすることが市民の負託に応えることになると思います。

福元市長をはじめとする市当局の皆様、そして議員の皆様、人口わずか4万人の

小さなまちで、足を引っ張り合うことのないように、足を引っ張り合うこと自体が市民の皆さんにとっての不幸なことです。同じ運命共同体に生きる者として、ともに手を携え、協力し、合意形成を図って一丸となって宍粟市を支え、まちの活性化に取り組んでいただくことを切にお願い申し上げまして、平成25年度最後の御挨拶といたします。ありがとうございました。

市長（福元晶三君） 第57回宍粟市議会3月定例会の閉会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

「一雨ごとの暖かさ」と言われる時期となりました。ちらほらと桜の便りが聞こえ始めるころとなっております。ありがとうございます。

去る2月26日に開会いたしました第57回宍粟市議会定例会は、岸本議長、高山副議長をはじめ議員各位の御精励によりまして、全議案につきまして滞りなく議了いただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。

今定例会では、平成26年度一般会計予算をはじめ、宍粟市空き家等の対策に関する条例の制定、宍粟市産業立地促進条例の全部改正、宍粟市ふるさとづくり寄付条例の一部改正など、全44議案の重要案件につきまして慎重に御審議いただきました。適正妥当な議決をいただきましたこと、改めてお礼を申し上げます。

さて、合併10年目を迎える平成26年度は、将来にわたって持続可能で自立した地域づくりのための重要な節目の年であります。さまざまな課題が山積する中、市民の皆さんと一体となって意見を交換し、知恵を出し合い、地域が生き生きとし、明日への希望が持てるまちづくりに向けて、よりスピード感を持って取り組んでいかなければならないと心を新たにいたしております。そのために今議会で御審議いただいた空き家等の対策に関する条例をもとに、地域と連携しながら、交流と定住促進のための資源として空き家が活用できるよう、体制を整えるとともに、産業立地促進条例により積極的な企業誘致に取り組み、産業の振興と雇用機会を拡大するなど、子や孫が愛着を持って誇れることができる街として発展させなければならないと考えております。

将来にわたって地域が生き生きとし、明日への希望が持てるまちづくりを進めるために、議員各位におかれましても、今後とも市政の運営により一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりになりましたが、皆様の御健勝を御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

(午前 1 0 時 4 8 分 閉会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 岸 本 義 明

宍粟市議会議員 秋 田 裕 三

宍粟市議会議員 藤 原 正 憲